

## 泰阜村移住体験宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住者の増加を図るため、本村への移住を検討している者が本村を訪れて移住相談や地元住民との交流などの活動を行う際に、予算の範囲内において滞在する宿泊費の一部を補助することについて、補助金等交付規則（昭和44年泰阜村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で定める営業を行う村内の施設をいう。
- (2) 同行者 移住希望者本人と移住後に同居を予定する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民記録台帳法（昭和42年法第81号）の規定により記録されている住所が村外にある者
- (2) 滞在期間中に泰阜村職員と面談し、移住相談を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(対象経費)

第4条 対象経費は、第2条に定める宿泊施設の宿泊費（食費、交通費、体験費等を除く）とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、前条に定める経費の2分の1以内とし、1グループ1回の申請につき15,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付申請書兼計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて宿泊開始日の14日前までに村長に提出するものとする。

- (1) 申請者及び同行者の氏名及び現住所を確認できる書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付回数の上限)

第7条 前条の規定による申請は、1グループあたり2回以内とし、初回の申請日から起算して2年間を限度とする。）

(交付決定)

第8条 村長は、第6条の規定により申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、所定の交付決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請内容を変更、中止又は廃止するときは、すみやかに泰阜村移住体験宿泊費補助金交付申請変更等承認申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1)第3条に定める要件を欠くことが確認されたとき
- (2)補助金の申請に虚偽その他不正な行為があったとき
- (3)交付決定者から廃止の申し出があったとき
- (4)その他村長が特に必要と認めるとき

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該活動が終了したとき、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付実績報告書（様式第3号）に、宿泊施設の領収書を添えて、活動終了日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに村長に提出するものとする。

(交付額の決定確定)

第12条 村長は、前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、所定の確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた者が補助金の請求するときは、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第14条 村長は、第10条の規定により交付決定を取り消した場合、当該取消に係る補助金がすでに交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第15条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第13条関係)

(様式第1号)

移住体験宿泊費補助金交付申請書兼計画書

年 月 日

泰阜村長 様

移住体験宿泊費補助金の交付を受けたいので、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付要綱第6条の規定により、下記の通り申請します。

記

1 滞在計画

申請者	氏名		電話番号			
	住所	〒	生年月日			
			職業			
同行者	氏名		続柄		生年月日	
	氏名		続柄		生年月日	
	氏名		続柄		生年月日	
滞在期間	月 日から 月 日まで 計 泊					
滞在目的及び相談希望事項						
宿泊施設名						
宿泊料※1	円 (A) (内訳: 円 × 人 × 泊)					
算定式※2	$A \times 1 / 2 =$		(B)	交付上限額	15,000 円 (C)	

※1 食費、送迎費、体験費等を除く。※2 割り切れない場合は小数点以下切捨て。

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円 (前項B又はCのうち金額が低い方を記載)

3 過去の交付実績 あり (交付決定日 年 月 日) なし

4 添付書類

申請者及び同行者の氏名並びに現住所を証する書類の写し (住民票、運転免許証等)

(様式第2号)

移住体験宿泊費補助金交付変更等承認申請書

年 月 日

泰阜村長 様

年 月 日付 第 号で決定通知がありました移住体験宿泊費補助金の交付について、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付要綱第9条の規定により、事業を（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので下記のとおり申請します。

記

1 申請者氏名

2 変更・中止・廃止の内容

3 理由

4 添付書類

(様式第3号)

年 月 日

移住体験宿泊費補助金交付実績報告書

泰阜村長 様

年 月 日付 第 号で交付決定がありました泰阜村移住体験宿泊費補助金について、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 滞在実績

(1)申請者及び同行者氏名並びに合計人数

(2)滞在日程

月 日から 月 日計 泊

(3)活動内容

2 交付決定額 \_\_\_\_\_円 (交付決定通知の金額)

3 交付申請額 \_\_\_\_\_円 (実際の申請額)

4 添付書類

当該宿泊施設の領収書の写し

(様式第4号)

年 月 日

移住体験宿泊費補助金交付請求書

泰阜村長 様

年 月 日付 第 号で交付額確定通知がありました泰阜村移住体験宿泊費補助金について、泰阜村移住体験宿泊費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求者氏名

2 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 当座 その他 ( )		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		